

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第六十一号

昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例に基き、鳥取縣木材検査規則を次のように定める。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材検査規則

(通則)

第一條 本縣の木材の検査(以下検査という。)については、昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣

木材検査條例(以下條例という。)によるの外、この規則の定めるところによる。

(検査を行う者に関する制限等)

第二條 検査は、木材検査員(以下検査員という。)が

行ふ。

2 地方事務所長は、検査員の駐在所及びその検査区域を定めこれを公表する。

3 知事は、検査の手續に関する事項を別に定める。

(検査員の身分証明書)

第三條 検査員が検査の実務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し、且つ、関係者の要求に応じてこれを示さなければならない。

(検査申請方法)

第四條 條例第四條の規定による検査又は同第五條の規定による再検査の申請をしようとする者は、木材の樹材種別及び形量別数量、受檢希望年月日並びに受檢希望場所等を記載した申請書を木材所在地の所轄検査員を経由知事に提出しなければならない。但し、特別の事由があるときは、検査員の承認を経、口頭で検査

本書ノ大キサハ國交ニ格A五判

昭和二十五年八月二十二日
第二千百三十六号

火曜日

の申請をすることができる。

(検査実施の順序及び時間)

第五條 検査は、申請の受付順により、日出から日没までの間に、これを行う。但し、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(検査実施の場所)

第六條 検査は、素材にあつては生産市町村内の土場、貯木場、その他これに準ずる場所。製材にあつては製造場所において行う。

2 他の都道府縣において生産された木材で規格証票の附していないものについては、第一次荷卸場所において行う。

3 條例第四條第一項第五号の規定により許可を受けて未検査木材を生産市町村外に搬出して検査を受けようとする者は、第四條の申請書に許可書を添え、検査を受けることを許可せられた場所を所轄する検査員に提出しなければならない。

検査の立会)

第七條 検査申請者又はその代理人は、検査に立ち会い検査員の指示に従わなければならない。

(証票等の添付方法)

第八條 検査を受けようとする者は、受検前予め木材を材種別に検査に便なるよう配列しておかなければならない。

2 前項の配列をする場合は、日本農林規格の定める標示をしなければならない。但し、別に定めのあるものについては、この限りでない。

3 検査を行ったとき、検査員は、日本農林規格、縣名及び検査員を表示した印章を所定の箇所に押すものとする。

4 知事は、第二項の標示の方法、前項の印章及び第十二條第二項の記号を別に定める。

(検査中止等)

第九條 検査員は、次の各号の一に該当するときは、前條第一項の者に、その理由を明示し、検査を中止又は行わないことがある。

一 條例第六條の規定による検査手数料を納付しないとき

二 第七條及び前條の規定による事項をなさず、若しくは、それが不相当と認めるとき

第十條 検査に要する費用及び検査中当該木材について生じた損失は、検査員の故意又は過失による場合を除き、検査を受ける者の負担とする。

第十一條 検査を受ける者は、帳簿を備え受検年月日、受検木材の樹材種別数量並びに検査手数料等を記載しなければならない。

(点検)

第十二條 條例第四條第一項第三号の「銘木類」であることの認定を別に受けようとする木材及び同第五号の規定により許可を受けて生産市町村外に搬出しようとする木材又は検査の免除を受けようとする木材については、その樹材種別数量等を口頭で木材の所在地を所轄する検査員に申込み、点検を受けなければならない。この場合には、第九條の規定を適用する。

2 点検を行ったとき、検査員は、当該木材に点検を行ったことを示す記号を附するものとする。

(許可申請)

第十三條 條例第四條第一項第五号の規定による許可申請書は、木材所在地の所轄検査員を経由しなければならない。

(様式)

第十四條 第三條の身分証明書、第四條及び前條の申請書の様式は、附表による。

1 この規則は、公布の日から施行し、條例施行の日(昭和二十五年八月三日)から適用する。

2 この規則施行前に、従前の規定に基いてした木材の検査は、第八條の規定に基いてした検査とみなし、それを証する証票等は、これを同條の規定に基いて附されたものとみなす。

附表

1 規則第三條の身分証明書

縦 三寸
横 一寸八分

第 号
鳥取縣木材検査員の証
鳥取縣の印
氏 名

鳥取縣木材検査規則

第三條 検査員が検査の実務を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯し且つ 關係者の要求に応じてこれを示さなければならぬ。

2 規則第四條の申請書

木材検査申請書

計	樹種	材種	形量	数量	用途	手数料	生産	希望	希望
						金額			
		厚(徑)	幅(長)	本(束)	石	價	地	日	摘要

右検査を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏

名 〇

知事 宛

注意

一、條例第五條の規定による再検査の場合は、木材再検査申請書とよみかえ、摘要欄にその事由を記載すること。

二、條例第六條の規定による自家用木材の場合は、

3 條例第四條第一項第五号の許可申請書

自家用木材検査申請書とよみかえ手数料の欄を抹消すること。

(1) 木材受検地変更許可申請書

計									
生	市	樹種	材種	形量	数量	受検	着予	事由	計

右許可を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏

名 〇

知事 宛

(2) 木材検査免除許可申請書

計									
生	市	樹種	材種	形量	数量	受検	着予	事由	計

右許可を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏

名 〇

知事 宛

◇鳥取縣規則第六十二号

昭和二十五年八月鳥取縣木材検査條例第十一條の規定に基き鳥取縣木材検査手数料納付手續規則を次のように定める。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

(通則) 鳥取縣木材検査手数料納付手續規則

第一條 本縣の木材検査手数料納付手續については、昭

和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例(以下條例という。)によるのほか、この規則の定めるところによる。

(証箋の納付)

第二條 條例第六條による検査手数料は、木材検査証箋(以下証箋という。)で昭和二十五年鳥取縣規則第六十一号木材検査規則(以下規則という。)による申請書ごとに納付しなければならない。但し手数料に円位未満の端数を生じた場合はこれを切り捨てるものとす

る。

2 証箋は前項の申請書にこれを貼付しなければならない。

(証箋の種類)

第三條 証箋は、次の種類により出納長の印を押してこれを発給する。

- 一 円 ねすみ色
- 二 円 とび色
- 五 円 あさぎ色
- 十 円 ちや色

- 五十円 うすべに色
- 百 円 のうこん色
- 五百円 き色

(証箋元売捌人及び小売人)

第四條 証箋は、知事が指定した証箋元売捌人(以下元売捌人という。)及び元売捌人が知事の認可を受けておく証箋小売人(以下小売人という。)に売捌を行わせるものとする。但し、知事が必要があると認めたときは、元売捌人に対し、小売人をおくところを指定することができる。

2 前項の指定を受けようとする者、又は認可を受けようとする元売捌人は、申請書を知事に提出しなければならない。

(証箋の交付並びに販売)

第五條 元売捌人に交付する証箋は、額面金額の百分七を控除した額とし、元売捌人は証箋の額面金額の百分の三、五を控除した額をもつて小売人に売り渡さなければならない。

第六條 元売捌人並びに小売人は、常に適当量の証箋を備え、需要者の支障とならないよう売り渡さなければならない。

(証箋の請求手続)

第七條 元売捌人は、証箋の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出し、知事の発給する納額告知書により、その代金を納付しなければならない。

(販売、使用の禁止)

第八條 破損又は汚染した証箋は、販売し、又は使用することができない。

(証箋の返還)

第九條 この規則改廃のため使用することができない証箋、又は証箋の取扱を、廃止したため売り渡し未済となつた証箋は、不要となつた日から一箇月以内に限りこれを返還することができる。

(帳簿の整備)

第十條 元売捌人は、証箋受払簿を備え、鳥取縣木材検査員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

らない。

(標識の掲示)

第十一條 元売捌人及び小売人は、その売捌所に標識を掲示しなければならない。

(様式)

第十二條 この規則により取扱う証箋、書類の様式及び標識は附表による。

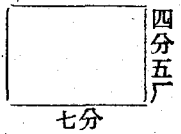
附表

第十三條 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年八月三日から適用する。

第十四條 昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号鳥取縣林産物等手数料規則第三條による証箋は、この規則第三條による証箋とみなす。

附表

1 証箋の大きさ



01052

2 第四條の指定申請書

- 木材検査証箋元売捌人指定申請書
- 一、住所及び氏名（法人にあつては名称）
 - 二、元売捌所設置箇所
 - 三、職業
 - 四、資産の状況

右の通り元売捌人の指定を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏 名 ㊦

知 事 宛

3 第四條の認可申請書

- 木材検査証箋小売人設置認可申請書
- 一、小売人の住所氏名（法人にあつては名称）
 - 二、小売人の売捌範囲
 - 三、小売人設置の理由
- 右の通り認可を受けたいから申請いたします。

年 月 日

住所

氏 名 ㊦

知 事 宛

4 第七條の請求書

木材検査証箋交付請求書

種別	数量	代金	控除額	差引純代金	備考
	枚	円	(百分の七) 円	円	

右の通り交付を受けたいから請求いたします。

年 月 日

住所

氏 名 ㊦

知 事 宛

5 第十條の証箋受払簿

木材検査証箋受払簿

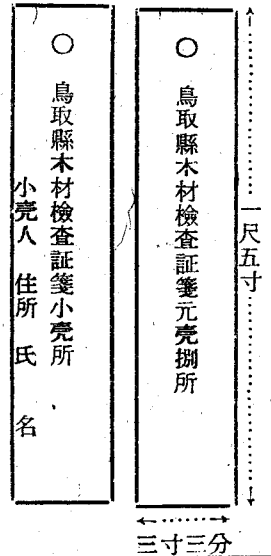
01053

年月日	摘 要	受 高	払 高	残 高

(注意)

証箋の種類ごとに一口座を設けること。

6 第十一條の標識



訓 令

鳥取取訓令第十九号

地方事務所長

昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例及び昭和二十五年八月鳥取縣規則第六十一号鳥取縣木材検査規則に基いて鳥取縣木材検査施行手続を次のように定める。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣木材検査施行手続

第一條 昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材検査條例（以下條例という。）及び昭和二十五年八月鳥取縣規則第六十一号鳥取縣木材検査規則（以下規則という。）に定める木材の検査は、この手続により行うものとする。

第二條 検査又は再検査若しくは点検（以下検査という）及び條例第四條第一項第五号の許可（木材検査免除許可を除く。）は、地方事務所長の専決処理とする。

第三條 地方事務所長は、規則第二條の駐在所（以下駐在所という。）検査区域及び駐在所に配置する検査員を定め又は変更しようとするときは、予めその内容に

つき知事に協議し、これを決定したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、駐在所に配置した検査員の中から駐在所の責任者を定めなければならない。

3 駐在所には、それを明示する標識を掲げなければならない。

4 検査員は、自己に利害関係のある者の検査を行うことができない。

2 検査員が前項の規定又は特別の事由により検査を行うことができないときは、その駐在所に他の検査員のある場合を除き、直ちにその旨を地方事務所長に届け出て、その指示を受けなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、最寄の駐在所の検査員に検査を依頼し、直ちに地方事務所長にその事由を具し報告しなければならない。

3 條例第五條の再検査は、検査に關係のない検査員二名以上合議の上、これを行うものとする。

第五條 検査員は、條例第四條第一項第五号の申請書を

受理したとき、その理由を調査し地方事務所長に進達しなければならない。

2 地方事務所長は、検査員を通じ受検地変更許可書を交付した場合、その旨を受検地の検査員に通知するものとする。

第六條 検査員は、特別の事由がある場合は、地方事務所長の承認を受け、検査の順序を変更することができる。

第七條 検査は、申請の内容と現品及びこれに標示された事項とを照査し、(結束したものにあつては、解束してこれを行うものとする。)日本農林規格によりこれを行わなければならない。

第八條 検査員は検査(この場合点検を除く。)を行うときは、申請書に貼付した木材検査証箋に捺印し、申請書と契印した検査済の証を交付しなければならない。
2 前項の認印は、予めこれを地方事務所長に届け出でなければならない。

3 検査員は、毎月規則第四條の申請書を取りまとめ、翌

月三日までに地方事務所長に提出しなければならない。
第九條 検査員が検査を行ったときは、その成績を検査簿に記載しなければならない。但し、第四條第二項但書の依頼を受け検査を行い又は同條第三項の再検査を行った検査員は、その行った検査の成績を、受検地に属する検査簿に記載しなければならない。

第十條 検査員が條例又は規則に違反した者を発見した場合は、直ちにその旨を地方事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 地方事務所長は、前項の違反事件中重要と認めるものについては、知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査員は、前項の指示に基づき違反事件を処置した場合は、そのてん末を地方事務所長に報告しなければならない。

4 検査員はつねに検査区域内の關係者を指導し規則違反の防止に努めるものとする。

第十一條 検査員は、自己の用いる規則第八條の印章又

は記号を他人に貸与し又は使用せしめることができない。

2 検査員は、前項の印章又は記号が不要となつたときは、これを地方事務所長に返納しなければならない。

第十二條 検査員は、木材検査証箋を取り扱うことができない。

第十三條 検査員は、毎月の勤務報告及び検査成績を翌月の三日までに、地方事務所長に報告しなければならない。

2 地方事務所長は、前項の検査成績を取りまとめ、毎月五日までに知事に報告しなければならない。

第十四條 地方事務所長は、事務所に木材検査成績簿及び検査に必要と認める簿冊を備え、駐在所に、日誌、文書收發簿、木材検査簿、備品台帳、消耗品受払簿及び地方事務所長の指示する簿冊を備えさせなければならない。

第十五條 この手続において取り扱う書類等の様式は、附表による。

附 則

この手続は、公布の日から施行し、條例施行の日(昭和二十五年八月三日)から適用する。

附表

一、勤務報告

月分勤務報告 木材検査員氏名 駐在所

日次	勤務地	検査数量	執 務 要 領
一日			
二日			
三日			
四日			
五日			
六日			
七日			

(以下省略)

二、木材検査簿及木材検査成績簿

検査日	樹種	材種	用途	形	幅(寸)	長	数量	検査数量	検査品別数量	受検者氏名	検査町

(以下省略)

注 意

- 1 材種別に記載し分類すること。
- 2 点検の場合は形量、品等別数量の記載をしないこと。
- 3 数量は石を単位とすること。
- 4 品等別区分は、日本製林規格の定めるところによること。

昭和 年 月 日 駐在所

製 材								枕木	仕組板	造船	樽丸	腕木	合計
一 般 用 材			小計										
板類	挽割類	挽角類											

(省略)

其他

内訳

木材検査成績簿

材種	素材							合計
	一般用材			バルブ材	枕木	枕丸太	電柱	
	小	中	大	小計				造船
樹	(省略)							
針葉樹								
樹	マ	ス	ツ					
樹	ヒ	ノ	ギ					
樹	ヒ		バ					
樹	モ	ミ・ツ	ガ					
樹	カ	ラ	マ					
樹	エ	ゾ・ト	ドマ					
樹	其	の	他					
樹	小		計					
樹	カ		シ					
樹	ケ		キ					
樹	ナ		ラ					
樹	ブ		ナ					
樹	タ		ブ					
樹	シ	ホジ・ヤチ	ダ					
樹	ク		ル					
樹	ミ	ヅメ・ミネ	バ					
樹	キ		バ					
樹	ク		リ					
樹	ク		ス					
樹	其	の	他					
樹	小		計					
樹	不	合	格					
樹	合	格	品					
樹	不	合	品					
樹	檢	査	除					

注意 数量は石を單位とすること。

01059

01059

三、日誌	月日	天候	曜日	職務	受文書件	勤巡廻發文書件	受文書件			
	申告件	中止	查	検						
四、文書收發簿 文書收發簿	附受第月号日 名所來	(以下省略)								
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			
		月日	月日	月日	月日	月日	月日			

品名	備品台帳			
	年月日	受入数	返納数	現在数
(以下省略)				

品名	消耗品受払簿			
	月日	受入数量	払出数量	現在数量
(以下省略)				

告示

鳥取縣告示第四百二十四号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡淀江町長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當

するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年八月二十三日から

同 年八月二十八日まで

◇鳥取縣告示第四百二十五号

昭和二十五年度兒童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

1、学校教育法による高等学校を卒業した者又は旧中等学校令による中等学校を卒業した者、又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2、兒童福祉施設において三年以上兒童の保護に従事した者

3、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

二、試験科目

1、社会事業一般

2、兒童心理学

3、保健衛生学及び生理学

4、看護学及び実習

5、栄養学及び実習

6、保育理論

7、保育実習

なお前年度において合格した科目はこれを除く。

又一部科目のみ受験することもできる。

三、日 程

1、受験申請書の受付

自昭和二十五年八月二十五日

至同 九月十五日

2、試験期日

昭和二十五年十月七日、八日(二日間)

3、試験時間表

期日	時間	科目
十月七日	午前九時から 十時三十分まで	社会事業一般
	十時四十分から 十二時十分まで	兒童心理学
	午後十二時五分 から二時三十分 まで	保健衛生学 及び生理学
	二時三十分 から三時三十分 まで	看護学
十月八日	午前九時から 十時十分まで	栄養学
	十一時十分から 一時四十分まで	保育理論
	午後十二時三十分 から	実習、適性試験

4、試験場

鳥取市西町 鳥取図書館

5、試験結果の発表

昭和二十五年十月二十七日

四、出願手続き

1 受験希望者は次の書類を鳥取縣民生部兒童課内保母試験係に提出する。

イ、受験申請書(別記様式一)

ロ、履 歴 書(別記様式二)

ハ、戸籍抄本

ニ、受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

ホ、寫眞(手札型上半身、裏面に寫した年月日及び氏名を自書すること)

ヘ、身体検査書(保健所で作成したもの)

ト、受験料 金百円

2、受験者は縣から受験票の交付を受け試験当日は携行するものとする。

様式一 受 験 申 請 書

この度縣において施行される保母試験を受けたいので別紙履歴書、戸籍抄本、受験資格の各号の一に該当することを証明する書面、寫眞、身体検査書及び手数料百円を添え申請いたします。

昭和 年 月 日

受験科目 (全科又は何々)

本籍地 住所

氏名印

鳥取縣知事 西尾愛治殿

(註) 受験手数料は兒童課に直接持参するか又は小爲替にて送付のこと

様式一 履歴書

本籍地

現住所

世帯主との続柄

氏名 (ふりかなを要する)

生年月日

學歷 職歴

右の通り相違ありません

年月日

氏名印

五、備考

その他不明の点があれば返信料同封の上「鳥取局区内鳥取縣兒童課内保母試験係」宛問合せのこと

◇鳥取縣告示第四百二十六号

兒童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち、昭和二十五年第二・四半期養護施設事務費の月額限度を次の通りとする。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

施設種別	施設名	所在地	月額
養護施設	鳥取こども学園	鳥取市	九二、八〇四円
同	因伯保兒院	東伯郡倉吉町	四五、九三五円
同	光徳天心学園	西伯郡光徳村	一四、七三一円
同	聖園天使園	米子市	六二、四〇七円

◇鳥取縣告示第四百二十七号

興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)第五條、旅館業法(昭和二十三年法律第三百三十八号)第七條、公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第六條、理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十三條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

職名	氏名	番号	交付年月日
鳥取縣技術吏員	中西保	29	昭和二十五年八月十八日
環境衛生監視員	辰己實	30	同
同	山本進	31	同
同	茅原好秀	32	同

◇鳥取縣告示第四百二十八号

昭和二十五年四月三十日附農林省令第四十二号農林大臣の権限の一部を都道府縣知事に委任する省令により指定生産資材割当規則に基く農林大臣の権限の一部を行うこと

となつたのでこれに伴い臨時物資需給調整法第三條の規定による検査証票を次のように定め左記の者に交付した。

昭和二十五年八月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

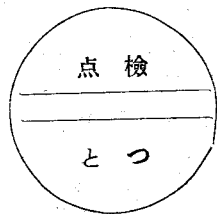
面 表

第 号	昭和 年 月 日	交付
1	折	目
2	目	日

臨時物資需給調整法第三條の規定による検査吏員の証票 鳥取縣 (職氏名)

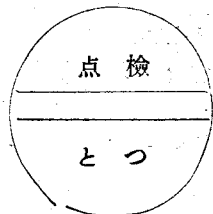
三、記号

(一) 素材用



直径 六分
鋼鉄製刻印
肉色 黑色

(二) 製材用



直径 一寸五分
ゴム製
肉色 黑色

公 告

〃鳥取縣公報〃購読のおすすめ!!

鳥取縣公報は、縣條例、規則、告示、訓令及び選挙管理委員会、縣公安委員会、教育委員会、農地委員会、労働委員会等の規則、告示その他の公表事項を掲載し、毎週二回(火曜日、金曜日)のほか号外を發行しております。續いて御購読になれば縣行政各般の周知に御便宜のことと存じます。御希望の向に対しては申込みによつて發行の都度お送りしますから至急御申込み下さい。

なお購読料は送料共一ヶ月百円で縣から納額告知書を差上げますからそれによつてお払込みをお願いします。

(廣報文書課)

昭和二十五年八月二十二日印刷
昭和二十五年八月二十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町